

第5回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第64号 一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結について
- 第 2 議案第59号 いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 第 3 議案第60号 いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第61号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の一部変更について
- 第 5 陳情第15号 放射線モニタリングの測定のみによる避難計画の見直しを求める陳情
- 第 6 陳情第16号 情報の積極的公開と情報の隠ぺいが出来ないようにする具体的対策を求める陳情
- 第 7 陳情第17号 川内原発敷地内での使用済み核燃料乾式貯蔵施設建設計画と60年運転に関する陳情
- 第 8 陳情第18号 川内原発1号機の損傷した復水器細管の外観を撮影した映像と写真の公開と調査を求める陳情
- 第 9 陳情第19号 避難計画の見直しを求める陳情
- 第10 陳情第20号 避難訓練の報告会を開催し、避難計画の実効性確認を求める陳情
- 第11 陳情第21号 放射線測定漏れがあった事を隠していた鹿児島県へ抗議し、謝罪を求め、今後、同じような事を起こさない確約を文書で求める陳情
- 第12 陳情第22号 2015年11月14日未明の薩摩半島西方沖地震による川内原発への影響審査を国・県に求め、討論会形式の説明会を求める陳情
- 第13 議案第62号 いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第63号 いちき串木野市国民健康保険税条例及びいちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 療特予算議案第2号 平成27年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第65号 いちき串木野市農業委員会委員等の定数条例の制定について
- 第17 議案第66号 市道の廃止及び認定について
- 第18 簡水特予算議案第3号 平成27年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 公下水特予算議案第3号 平成27年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 予算議案第7号 平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）
- 第21 議案第67号 いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 予算議案第8号 平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）
- 第23 意見書案第5号 地域経済と市民生活を守るためTPP交渉大筋合意に反対する意見書

の提出について

第24 閉会中の継続調査について

第25 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財	政	課	長	満	菌	健士郎君
副	市	長	石	田	信	一	君		
教	育	長	有	村	孝	君			
総	務	課	長	中	屋	謙	治	君	
政	策	課	長	田	中	和	幸	君	

平成27年12月25日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった監査報告第5号及び10月分の例月出納検査の結果について、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1 議案第64号

○議長（中里純人君） それでは、日程第1、議案第64号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、西別府治議員の退席を求めます。

[9番西別府 治君退席]

○議長（中里純人君） 教育民生委員長の報告を求めます。

[教育民生委員長東 育代君登壇]

○教育民生委員長（東 育代君） おはようございます。

私ども教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案3件、予算議案2件の計5件であります。

去る12月16日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

それでは、ただいま議題とされました議案第64号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結についてであります。

本案は、一般廃棄物管理型最終処分場建設工事に関し、請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、現在行われている最終処分場の土木工事において、詳細な地質調査を行った結果、軟弱地盤や法面からの湧水が確認され、洪水調整池の位置の変更や軟弱地盤の改良の必要が生じたため、

請負金額を5,049万1,041円追加し、変更後の契約金額を8億5,295万円にしようとするものであります。

審査の中で、工事を発注する前に軟弱地盤があることは事前のボーリング調査でわからなかったのかと質したところ、工事を発注する前に、市で10カ所のボーリング調査を行っており、その結果、軟弱地盤があることは確認している。ただし、軟弱地盤がどの程度の広さと量であるかについては、掘削工事を行ってみたいとわからないことから、工事発注後に落札業者による詳細な調査を行い、湧水と軟弱地盤の範囲と量を確認したとの答弁であります。

また、実施した10カ所のボーリング調査について、本当に10カ所でよかったのか、施工規模から本数や場所の法的基準はないのかと質したところ、施工規模からの基準ではなく、予備設計の段階で計画した構造物の大きさなどの状況に応じてボーリング調査を実施した。洪水調整池の大型構造物、浸出水の調整槽及び埋立地は、支持力を確認する必要があり、法面のところは、切土及び盛土の勾配を決めるなど、それぞれの目的に応じたボーリング調査を行ったとの答弁であります。

また、実施計画、実施設計、予算を計上する段階において、しっかりとした事前調査を行ってれば、今回の変更契約はクリアできたのではないかと質したところ、10カ所のボーリング調査の結果により、地層の仮想断面を作成し、地盤改良の必要性などさまざまなことを検討して実施設計を行っている。適切に費用対効果を考えたボーリング地質調査で、実施設計をするに当たっての調査としては適切であり、今回は湧水が大きな要因で、予測は難しかったとの答弁であります。

また、増額分約5,000万円の算定方法について質したところ、算定は土木課で行っているとのこと、設計額に落札率88.77%を掛けて請負変更額を算出したとの答弁であります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、議案第64号についての審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○7番（大六野一美君） 久しぶりに委員会を傍聴させていただきました。その中で、複数の委員から民間ではあり得ない、市民の感覚からすると非常にずれがあるという大変厳しい意見が出されておりました。

しかし、今、委員長報告は全会一致での結論が出ておりますけれども、市民の傍聴者がおったときに、あの議論とこの結果の整合性が非常に理解できにくいというふうに私は感じておりますが、そのあたりの委員会としての総意は、もちろん可決ということですが、議論との整合性をお示しをいただきたいと思っております。

○教育民生委員長（東 育代君） 議論との整合性ということで御質問でございましたが、委員会の中では、委員の皆様から多くの質疑が出され、審議してまいりましたが、議案第64号については異議はありませんでした。

○7番（大六野一美君） 傍聴しとって、異議がないことは承知しております。ただ、数人の委員から非常に厳しい、副市長の答弁に対しても感覚が違うんだみたいないろんな強い意見がある中で、結論がすんなりいった、そこに僕は非常に疑義を感じております。当然これから、今回のこともそうですし、こういう類似が後々出てくることを危惧すれば、やっぱりもう少し結論としても違った結論があってもいいんじゃないかなという思いをしておきます。

○教育民生委員長（東 育代君） 先ほども述べさせていただきましたが、質疑はたくさんありました。最終的に委員会の中で、本案を原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんかと諮ったところ、異議がなしということでございました。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議案第64号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結について、宇都耕平議員の発言を許します。

[16番宇都耕平君登壇]

○16番（宇都耕平君） おはようございます。

私は、議案第64号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

地質調査、いわゆるボーリング調査は、徹底的に調査するには経費がかさむことは理解するものの、市の地質調査結果による仕様書に基づく入札工事請負結果とはいえ、請負業者も現地調査をした上で入札したものとする。私は、双方に責任があり、工事請負額約8億2500万円の工事に対し、市長はもろもろの例を挙げておられましたように、6%弱のアップ、5,000万円の約8億5,300万円と言われるが、市民感覚としては、一口に5,000万円といっても大変な金額であり、到底容認できるものではないと思っております。

所管の教育民生委員会を傍聴しました。ある程度の審議は深まったものの、納得できる根拠は示されなかった感じがしました。所管委員会の結果は、討論なく異議なしの原案可決でありました。約8億5,300万円は、約5,000万円アップの建設工事請負変更契約であり、増額であります。

机上での図面の説明審査でありました。私は所管の委員であれば、現地調査をして、慎重審議して結論を出すべきであったと思っております。現地調査しての審議であればまだ議論は深まり、何らかの方向性が見出されたのではないかと思います。委員の皆様もじくじたる思いをされたのではないのでしょうか。現地を見ればわかるように、急斜面で湧水もある場所で、難工事であると思っております。当局の説明の中で、仕様書に示された積算根拠では、これからも変更はあり得るといことが言われております。これが土木工事であるとの発言があり、私は啞然とした次第であります。これは何事かと疑念が残るのは私だけではないでしょうか。

議会と執行部当局は、以前にも私は申し上げたように、信頼関係で結ばれていると思っております。また、そうあるべきです。ちなみに私は、請負業者にもある程度の責任があると思っております。また、当局にも現地調査の結果責任は否めない部分があり、双方で議

論した結果とは私は感じられません。一方的に約5,000万円の増額変更契約としか思えません。お互いに議論して、せめて100歩譲り、半額の2,500万円の増額でしたとの説明でもあれば、市民に対しても説明ができたのではないかと思います。

私は、一般廃棄物管理型最終処分場建設には最初から反対の立場であり、今回の建設工事請負変更契約締結については反対であります。市民の皆さんに、年末年始に納得できる説明が必要であると考えます。

議員の皆さんの良識ある判断をお願いし、賛同いただきますようお願いしまして、反対の立場での討論といたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

[9番西別府 治君入場・着席]

△日程第2～日程第20

議案第59号～予算議案第7号一
括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第2、議案59号から日程第20、予算議案第7号までを一括して議題とします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長濱田 尚君登壇]

○総務委員長（濱田 尚君） 総務委員会に付託されました案件は、単行議案3件、予算議案1件、新規の陳情8件の計12件であります。

去る12月15日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第59号いちき申木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の規定に基づいて、本市の特定個人情報利用に関して必要な事項を定めようとするものであります。

説明によりますと、税・社会保障及び災害対策等に関する事務処理について利用範囲を条例で定めることにより、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、必要な限度で個人番号を利用することができるものであります。

審査の中で、マイナンバー制度の今後の動向について質したところ、平成28年1月から、源泉徴収及び雇用保険等に関する手続に番号が必要となる。また、平成29年1月から、国の機関同士の情報連携が開始され、7月からは国と地方公共団体において情報連携が可能となり、住民の利便性と行政の事務の効率化が期待されるとの答弁であります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号いちき申木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更についてであります。

本案は、同総合事務組合が共同処理する事務のうち、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に垂水市を加えること、また議会の議員、その他の非常勤の職員に対する公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する事務に係る組合市町村に伊佐北始良火葬場管理組合を加えることに伴い、同組合規約の変更について協議するため、議会の議決を求められたものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第7号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,320万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億1,537万7,000円とするほか、第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

13款国庫支出金の総務費国庫補助金は、本市が地方版総合戦略を策定したことにより国から交付されるものであり、北新田工業団地に進出したアールエフに対する補助金に対して1,000万円を充当するものであります。

14款県支出金の総務費県補助金は、冠岳花川砂防公園整備事業に係る県補助金1,450万円であります。

16款寄附金1億円は、ふるさと納税寄附金が予想を超えて寄せられたことにより追加するものであります。

20款市債3,930万円の追加は、台風15号に係る災害復旧に対する起債であります。ちなみに、平成27年度末の市債残高の見込みは220億5,806万1,000円で、このうち交付税措置率が60.8%、また合併特例事業債の活用額は49億2,030万円で、活用率としては59.8%になります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

歳出においては、人事異動及び共済費の標準報酬制度導入等による給与費等の調整が各款にわたり行われています。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費4,928万8,000円は、ふるさと納税寄附金の返戻品及び事務費等の追加であります。

審査の中で、ふるさと納税者対し、今後もいいものを提供していくためのシステムづくりが必要と考えるが、今後の展開について質したところ、本市の特産品のリピーターになってもらうように、魅力あるふるさと納税の返礼品の開発に努め、またインターネットの環境がない方に対しては、新聞、広告などで情報を発信していくとの答弁であります。

5目財産管理費は、ふるさと納税の寄附金1億円を平成28年度事業に活用するため、寄附金基金に積み立てようとするものであります。

10目共生協働推進費は、自治公民館が設置する安全灯の費用に対する補助金130万円の追加と、自治公民館建設整備事業補助金26万6,000円の追加及びまちづくり計画事業補助金208万3,000円の追加であります。

4項選挙費1目選挙管理委員会費91万6,000円の追加は、公職選挙法の改正により選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴う選挙別に選挙当日の投票受け付けを管理するシステムの改修経費であります。

審査の中で、選挙権が18歳になるということで投票率アップが期待されるが、どのような取り組みを考えているかと質したところ、新たに選挙権を有した方に対し、バースデーカードと案内パンフレットを送付して周知と啓発を図り、投票率が上がる努力をしていくとの答弁であります。

次に、第2条繰越明許費についてであります。

これは、冠岳花川砂防公園整備事業として、トイレ及び観光案内板を設置する事業を翌年度に繰り越して使用するものであります。

次に、第3条地方債の補正についてであります。

地方債は、台風15号に係る災害復旧債に伴う地方債の補正をしようとするものであります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、本定例会に付託されました陳情第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号及び第22号についての審査結果について御報告申し上げます。

陳情審査に先立ち、本委員会においては、審査前に川内原子力発電所の現地調査を行ったところであります。

まず、陳情第15号放射線モニタリングの測定のみによる避難計画の見直しを求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市住吉町134番地、川内原発30キロ圏住民ネットワーク、いちき串木野、高木

章次氏から提出されたもので、その趣旨は、鹿児島県に対し、放射能の拡散予測の検討及び避難計画の見直しと、また、市内に設置してあるモニタリングポストの信頼性を検証するというものであります。

審査の中で、モニタリングポストは避難計画に連動するものであり、不具合があってはならない重要な問題であり、公表しなかったことは厳しく対応する必要があると述べられた一方で、議会としても、このモニタリングポストの問題は非常に許しがたいということで、11月12日の原子力安全連絡協議会で、市長、議長ともに強く抗議をして改善を求めている。その後、県は対策を講じていくと新聞報道でも発表していることから、議会としては、これ以上のことはないと考えるという意見が述べられ、陳情第15号については、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第16号情報の積極的公開と情報の隠ぺいが出来ないようにする具体的対策を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市住吉町134番地、川内原発30キロ圏住民ネットワーク、いちき串木野、高木章次氏から提出されたもので、その趣旨は、鹿児島県に対し、モニタリングポストの測定不能の隠蔽に関して、県民への謝罪と情報の積極的公開等を求めるというものであります。

審査の中で、モニタリングポストが測定不能という設置ミスをもそのまま放置していた事実は、県民にきちっと謝罪する必要がある。また、隠蔽ができない具体的な対策が求められると述べられた一方で、県知事は、11月18日の定例会見で、今後何らかのトラブルが発生した場合は、即公表をしていくという発言をしていることから、議会として理解はできるという意見が述べられ、陳情第16号については、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第17号川内原発敷地内での使用済み核燃料乾式貯蔵施設建設計画と60年運転に関する陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市住吉町134番地、川内原発30キロ圏住民ネットワーク、いちき串木野、高木

章次氏から提出されたもので、その趣旨は、九州電力に対し、川内原発敷地内での使用済み核燃料乾式貯蔵施設建設計画と40年を超える運転に抗議し、撤回を求めるというものであります。

審査の中で、川内原発敷地内に使用済み核燃料乾式貯蔵施設建設と40年を超える運転は、県民を無視しての発言である。実際、原発は劣化してきているのは事実であり、それをまた貯蔵施設を建設して稼働年数を伸ばすことは、安全性の問題も含め、抗議して撤回を求める必要があると述べられた一方で、乾式貯蔵施設は世界の77%が敷地内で保管している実態と安全性という意味では、今後、検討する価値はあると考える。40年を超える運転については、延長する場合は、新たな規制と国からの審査があり、その時点で詳細な説明が行われると思うという意見が述べられ、陳情第17号については、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第18号川内原発1号機の損傷した復水器細管の外観を撮影した映像と写真の公開と調査を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市住吉町134番地、川内原発30キロ圏住民ネットワーク、いちき串木野、高木章次氏から提出されたもので、その趣旨は、九州電力に対し、原発1号機の損傷した復水器細管の映像と写真の公開を求めるというものであります。

審査の中で、復水器の損傷箇所をファイバースコープで映像撮影しているのであれば、九州電力は公開すべきであり、当たり前の内容として陳情者の趣旨は受けとめる必要があると述べられた一方、復水器の損傷問題も含め、規制委員会の最終検査を終え、9月に1号機の営業運転が開始されたことを踏まえると、課題はクリアしていると思う。映像の公開については社内的な問題であると考えするという意見が述べられ、陳情第18号については、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第19号避難計画の見直しを求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市住吉町134番地、避難計画を考える緊急署名の会、共同代表高木章次氏から提出されたもので、その趣旨は、モニタリングポスト

トに対する信頼性が崩れたため、県に対し、避難計画の抜本的な見直しを求めるというものであります。

審査の中で、モニタリングポスト測定不能の隠蔽の経緯については説明会を行うべきであり、そのことで市民からの信頼性が崩れたことから、避難計画の抜本的な見直しは必要であるという意見の一方で、陳情第19号についても、陳情第15号、陳情第16号のモニタリングポストについての審査結果と同様の考えであるという意見や、避難計画については、これからも実効性のある修正がされていくと考える。その推移を見守る以外にないという意見が述べられ、陳情第19号については、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

先ほど陳情19号と言ってしまいましたけど、18号のところですね、19号に採決の結果のところを18号に訂正を願いたいと思います。

次に、陳情第20号避難訓練の報告会を開催し、避難計画の実効性確認を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市住吉町134番地、避難計画を考える緊急署名の会、共同代表高木章次氏から提出されたもので、その趣旨は、12月20日の避難訓練の報告会と参加住民の意見等を聞いて、避難計画に反映するというものであります。

審査の中で、市全体で報告会を実施するより、避難訓練に実際に参加した住民の感想、要望等を聞いて細かく拾い上げた内容を、ほかの市民にお知らせする方法がよいと考えるという意見が述べられ、陳情第20号については、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第21号放射線測定漏れがあった事を隠していた鹿児島県へ抗議し、謝罪を求め、今後、同じような事を起こさない確約を文書で求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市湊町2丁目180番地、避難計画を考える緊急署名の会、江藤卓朗氏から提出されたもので、その趣旨は、放射線測定漏れがあったことを隠していた鹿児島県に対し、抗議と謝罪文を求めるというものであります。

審査の中で、測定漏れの事実を専門委員会や市町

村に報告しなかったことは責任をとる必要がある。そのことで、第三者的な機関の設立は必要であるという意見の一方で、この陳情も、モニタリングポストに関する内容であり、これまでの陳情審査の議論結果と同様と考えるという意見が述べられ、陳情第21号については、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第22号2015年11月14日未明の薩摩半島西方沖地震による川内原発への影響審査を国・県に求め、討論会形式の説明会を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市湊町2丁目180番地、避難計画を考える緊急署名の会、江藤卓朗氏から提出されたもので、その趣旨は、国・県に対し、薩摩半島西方沖地震による原発の影響調査と説明会の開催を求めるというものであります。

審査の中で、甑島の活断層がどこまで続いているかということは確かに明らかになっていない部分もあり、非常に疑問に思っ不安になることは賛同できるが、今回の地震による影響審査を国・県に求め、説明会まで開催するという必要性は疑問であるという意見が述べられ、陳情第22号については、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

○議長（中里純人君） これから、総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入りますが、予算議案第7号については、3常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第59号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） おはようございます。

議案第59号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、反対する立場から討論を行います。

マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄り、外国人も含め、日本では住民登録している約1億2,000万人に12桁の番号をつけ、当面は来年1月から、税申告や社会保障の手続などに利用させようという仕組みです。政府は、マイナンバーの民間分野への利用拡大も狙います。しかし、一つの個人番号を官民共通で広く使っている国はアメリカなど少数です。アメリカでは個人情報漏えいなどが大問題になっているのが実態です。そんな危険な道に踏み込んではいけません。

現在、マイナンバー差しとめ裁判が提訴されるなど、実際に番号を手にしてからも国民の不安は広がるばかりです。1月実施を延期して、制度の危険性を実証、再点検して、廃止へ向け見直すことが必要です。

議案は、マイナンバー制度に必要な事項を定めようとするものであり、これに反対し、討論といたします。

議員の皆様方の御賛同をお願いし、反対討論を行います。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって本案は可決されました。

次に、陳情第15号放射線モニタリングの測定のみによる避難計画の見直しを求める陳情について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） 陳情第15号放射線モニタリングの測定のみによる避難計画の見直しを求める陳情に対し、賛成討論を行います。

この陳情は、放射線モニタリングポストが正常に放射能を測定できることが避難計画の大前提であるとし、モニタリングポストの信頼性の向上と併用して、放射線の拡散予測を市民に公開するよう求めるものです。

原発事故が起こる前に、十分にこれは検討すべき内容です。この陳情に賛成し、討論といたします。

議員の皆様方の御賛同をお願いいたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案についてお諮りします。

本案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第16号情報の積極的公開と情報の隠ぺい出来ないようにする具体的対策を求める陳情について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第17号川内原発敷地内での使用済み核燃料乾式貯蔵施設建設計画と60年運転に関する陳情について、福田道代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

○2番（福田道代君） 陳情第17号川内原発敷地内での使用済み核燃料乾式貯蔵施設建設計画と60年運転に関する陳情、この陳情に賛同して、賛成して、討論を行います。

この陳情は、11月18日、九電社長が、川内原発の運転を60年頑張る、また20日には、川内原発と玄海原発の敷地内に使用済み核燃料乾式貯蔵施設計画を発表した内容に驚き、このような重要な内容の説明が地元住民に全く知らされていないこと、川内原発2基は営業運転に入っているのに、40年を超える運転について県民を無視して発言され、発表されたと抗議して、撤回を求めるものです。

原発はもともと寿命が30年から40年程度とされており、原子炉容器や機器などの金属材料は、核反応で発生する中性子を浴びてもろくなると温度が上昇する。このことは5年前の国会で、運転開始から40年たっとなお運転を続けていた敦賀原発1号

機が運転開始当初はマイナス23度が、40年後は51度となっていることが指摘をされ、経済産業省はそのことを認めています。

現在でも、老朽化による事故が起こっています。これから先、六ヶ所村の稼働が期待できない現状の中で、使用済み燃料の乾式貯蔵施設の建設は、40年以上、60年までの運転を可能にするもので、このような状況は無謀と言えます。

よって、この陳情に賛成の討論を行います。

議員の皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第18号川内原発1号機の損傷した復水器細管の外観を撮影した映像と写真の公開と調査を求める陳情について、福田道代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

○2番（福田道代君） 陳情第18号川内原発1号機の損傷した復水器細管の外観を撮影した映像と写真の公開と調査を求める陳情について、賛成の討論を行います。

この陳情は、8月20日に川内原発1号機の復水器の細管を損傷し、海水が復水器管内の2次冷却水に流入するという事故がありました。その後、損傷箇所を特定し、ファイバースコープによる映像撮影をして、写真も市民団体なども含めて公開を求めています。現在まで公開されていない状況です。その写真の公開と、その写真を使って第三者による調査を行うことを求めるものです。

北陸電力志賀原発1号機での1998年の復水器事故

では、原子炉をすぐにとめ、金属片が飛んでいき、損傷したことが原因であることを、すぐに金属片の写真や図とともに公開をしています。

先日、総務委員会で、川内原発の現地調査を行いました。そのときに、ファイバースコープの撮影は行っているが、あくまでも部内資料との発言がありました。

先ほど申しましたように、ほかの原発事故では、このような同じような状況をきちんと公表をいたしております。川内原発も地域住民のやはり不安が続いている中、このような情報、写真公開はきちんと行うべきだと思います。

このことを踏まえて賛成討論といたします。

議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第19号避難計画の見直しを求める陳情について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第20号避難訓練の報告会を開催し、避難計画の実効性確認を求める陳情について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） 陳情第20号避難訓練の報告会を開催し、避難計画の実効性を求める陳情、この陳情に賛同し、討論を行います。

この陳情は、本市において避難訓練の報告会を開催し、住民の質問、意見をきちんと聞き、その内容を反映させた、より実効性のある避難計画をつくっていくことを求めたもので、市民として当たり前な意見だと思います。

20日に原子力防災訓練が実施されました。21日の南日本新聞では、2年ぶりに実施した原子力防災訓練は、原発に近い地域から段階的に避難することを住民が知り、この内容を確認するという意味では一定の効果はあったが、避難計画の実効性を判断できる内容とは言えなかったと、このように書かれておりました。

これまでも本市では、地域公民館や学校、介護施設など、さまざまな団体などが自主避難訓練を行っております。これまで避難訓練を行ってきた方々、防災課からのアンケートなどもあるわけですが、しかし、これから計画を行おうとされている方々も含めて、もっと意見交換は充実し、そして、その訓練の中での反省も含めて、きちんとこれから先の実効性のある避難計画ができるような内容としていくことが求められると思います。

そういう意味で、この問題は、避難計画の実効性を求めるということでは賛同といたし、討論を行います。

議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第21号放射線測定漏れがあった事を隠していた鹿児島県へ抗議し、謝罪を求め、今後、同じような事を起こさない確約を文書で求める陳情について、討論はありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第22号2015年11月14日未明の薩摩半島西方沖地震による川内原発への影響審査を国・県に求め、討論会形式の説明会を求める陳情について、討論はありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

[教育民生委員長東 育代君登壇]

○教育民生委員長（東 育代君） ただいま議題とされました議案につきまして、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第62号いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、いちき串木野市障害児就学指導委員会の担当事務について、障害のある幼児及び児童生徒に対する継続支援に関する助言、審議等の事務を加えるとともに、名称を変更しようとするものであります。

説明によりますと、今回の改正において、「いちき串木野市障害児就学指導委員会」を「いちき串木野市教育支援委員会」に名称変更を行うとのことであります。

審査の中で、委員会の開催頻度と委員の構成等について質したところ、委員会は年2回の開催で、委員の構成は、医師会の医師が2名、特別支援学級設置校の校長が2名、特別支援学級の担任教諭が6名、串木野養護学校教諭が3名、行政関係者が2名、市療育園から1名の計16名構成とのことで、平成27年度は、50名の子供について審議を行ったとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号いちき串木野市国民健康保険税条例及びいちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、規定を整備するため改正しようとするものであります。

説明によりますと、それぞれの保険制度において、国民健康保険税及び介護保険料の各減免申請書等に個人番号の記入を規定するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第7号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）中、委員会付託分についてであります。

今回は、歳出において、人事異動及び共済費の標準報酬制導入等に伴う給与費等の調整が各款にわたりに行われております。

まず、歳出の主なるものについてであります。

3款民生費の障害者等福祉費は、地域生活支援事

業50万3,000円の追加であります。

障害者総合支援法介護給付等事業は、介護給付費や訓練等給付費などの3事業について、利用者等の増加による7,305万6,000円の追加であります。

2項児童福祉費の放課後児童健全育成事業は、子ども・子育て支援新制度の施行開始に伴い基本額が引き上げられたことと、利用児童数の増加が見込まれることから、所要額590万9,000円の追加であります。

審査の中で、利用者数が31人増加しているが、定員を超えて窮屈な施設運営となっていないか、また指導者の確保は十分にできているのかと質したところ、市内の全4クラブにおいて、施設の面積や規模にはまだ十分な余裕があり、指導者の確保についても体制は整っているとの答弁であります。

延長保育促進事業補助金3,090万5,000円の減額は、私立保育園7園が行う延長保育推進分に係る補助金で、制度改正による減額であります。なお、この延長保育推進分は、私立保育所運営費へ組み込まれるとのことであります。

特別保育事業補助金は3事業についての補正で、そのうち、障害児保育事業補助金は、当初見込みが延べ12人でありましたが、年間36人を見込んでの追加であります。

私立保育所運営費5,631万3,000円の追加は、私立保育園7園の運営費で、当初、入所児童数を延べ7,284人、月平均607人と見込んでおりましたが、年間見込みを7,496人、月平均で625人と見込んだ入所児童数の増加と、制度改正により延長保育推進分が組み込まれたことに伴う運営費の追加であります。

児童発達支援事業費3,123万1,000円の追加は、放課後等デイサービス給付費等3事業に要する経費で、利用児童数の増に伴うものであります。

3目保育所費の生福保育所運営費は、入所児童数増加に伴う運営費925万9,000円の追加であります。

3項生活保護費の生活保護扶助費1,495万7,000円の追加は、医療扶助費が増加したことによるもので、高額な医療を必要とするケースが増えていること、併せて、更生医療の指定医療機関となっていない病院で人工透析を受ける方が1名発生していることが

大きな要因とのことであります。

次に、10款教育費の中学校費、教師用指導書等購入費は、平成28年度からの中学校教科書改訂に伴う教師用指導書等購入費及び英語のデジタル教科書等の備品購入費740万円の計上であります。

6項保健体育費の学校給食センター建設事業は、老朽化している学校給食センターの建替えを行うための測量調査委託料の計上であります。

予算議案第7号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、療特予算議案第2号平成27年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主なるものは、歳入において、障害児通所支援事業収入の減で、当初、年間利用児童数を2,016人と見込んでいたものを、年間見込みで1,493人を見込まれることから、435万2,000円減額しようとするものであります。

審査の中で、事業収入の減額ということは、市療育園の利用者が少なくなったと理解してよいのかと質したところ、市療育園の利用者は、近年、20から30名程度で推移していたが、現在は18名と若干減少している。二つの民間の療育施設が開設され、市全体の利用児童数は61名と増えているが、民間施設の利用が増加していることから、市療育園の利用が減少しているとの答弁であります。

委員の中から、民間施設ができ、療育施設を必要とする子供たち及び保護者にとって選択肢が増えたことは大変喜ばしいことであるが、公的な施設である市療育園は、利用が少なくなっても、今後も存続させてほしいとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第62号いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号いちき串木野市国民健康保険税条例及びいちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、療特予算議案第2号平成27年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、産業建設委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長宇都耕平君登壇〕

○産業建設委員長（宇都耕平君） 産業建設委員会に付託されました案件は、単行議案2件、予算議案3件の計5件であります。

去る12月17日、委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第65号いちき串木野市農業委員会委員等の定数条例の制定についてであります。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会委員等の定数を定めようとするものであります。

説明によりますと、農業委員の定数は12人とし、農地利用最適化推進委員の定数は3人とする。また農地利用最適化推進委員の報酬については月額3万円とするとのことであります。

審査の中で、農業委員の定数を12人とした根拠について質したところ、これまで公選による委員10人と団体等の推薦による委員5人の計15人で運営してきたが、今回の法改正で、本市の上限は14人と示された。市内を6地区に分けて、2人構成で担当し、12人で何とか対応できるのではないかと考えているとの答弁であります。

また、農業委員の選出に当たっては、この6地区を念頭に置いた人選を行ったのかと質したところ、農業委員はあくまで市内全域を見るのが基本であり、自薦、他薦で応募された候補者の中から選出していくことになるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号市道の廃止及び認定についてであります。

本案は、海瀬橋の架け替えに伴い、接続する市道の起点、終点の変更が生じる海瀬坂下線及び海瀬線を廃止し、新たに市道認定するため、議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、旧海瀬橋が撤去された際は、また市道の廃止及び認定をすることになるのかと質したところ、旧海瀬橋については、まだ渡れる状態であり、市道として有効であると考えているが、平成28年度に取り壊しを計画しており、その際は、もう一度、海瀬線を短くする考えであるとの答弁であります。

また、新しい海瀬橋の完成により、海瀬坂下線等の交通量が相当増えてくると考えられるが、海瀬坂下線は、もともと農道としてできた道路であり、路面や側溝等の整備が必要なのではないかと質したところ、今後、交通量等を研究し、早い段階で計画していきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第7号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）中、委員会付託分についてであります。

まず、今回の補正では、各款にわたり人事異動及び共済費の標準報酬制導入等に伴う給与費等の調整を行っております。

次に、歳出の4款衛生費1項7目簡易水道事業費は、共済費の標準報酬制導入等に伴う繰出金の減額であります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費は、台風15号により被害を受けた果樹の樹勢回復のため、本年度に限り、堆肥購入に対して補助を行う台風被害緊急対策果樹支援事業補助金550万円及び昨年度に支給を受けた2人の青年就農者が法人格を取得し、認定農業者となったことにより、青年就農給付金の受給権を喪失したことに伴う県支出金返還金162万5,000円の計上が主なるものであります。

委員の中から、今回の台風被害は温暖化による影響が出てきたものではないかと考えられる。食のまちづくりを進めていく上でも、特に永年作目である果樹等については、高温にも耐えられる品種を栽培するなど、温暖化への対策を急ぐ必要がある旨の意見が述べられたのであります。

6目畜産業費は、肥育素牛導入保留緊急対策事業補助金60万円の追加、8目小規模土地改良事業費は、農道新設改良工事等に対する小規模土地改良事業補助金160万円の追加であります。9目土地改良事業

費は、羽島白浜地区が、農地維持、資源向上活動等の共同活動組織に再加入することに伴う多面的機能支払交付金の追加が主なるものであります。

次に、7款商工費1項2目商工振興費は、フェリーニューこしきのドック期間中の貨物船備船に対する串木野・甕島航路活性化推進事業補助金の追加、3目観光費は、冠岳花川砂防公園内のトイレ整備や観光案内板の設置に要する事業費2,933万8,000円の追加であります。

説明によりますと、この事業は、本市を代表する観光資源である冠岳地区の環境を整備するため、トイレ及び観光案内板を設置し、交流人口の増大を図るものであり、トイレについては、鉄筋コンクリート平屋建て約30平方メートル、浄化槽は40人槽、和風の切妻屋根で計画しているとのことであります。

審査の中で、トイレ整備については、地域の景観、雰囲気に十分配慮して、建屋の建設や浄化槽の設置を行うべきではないかと質したところ、地域や観光ガイドの方々と十分協議し、整備を行っていく考えであるとの答弁であります。また、男子トイレについては、洋式が1基のみであるが、病気等の理由で洋式では使いづらい方もいらっしゃるため、和式を1基追加すべきではないかと質したところ、障害をお持ちの方は洋式のほうが使いやすいことから、男子トイレは洋式を1基としたが、小を1基減らし、和式を1基追加するなど工夫できないか検討したいとの答弁であります。

次に、8款土木費5項4目公共下水道事業費は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額、11款災害復旧費4項4目商工施設災害復旧費は、財源組替えであります。

予算議案第7号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、簡水特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、共済費の標準報酬制導入等に伴い、給与費等を減額するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、人事異動及び共済費の標準報酬制導入等に伴い、給与費等を減額するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件については、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第65号いちき串木野市農業委員会委員等の定数条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号市道の廃止及び認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、簡水特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に

ついて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第7号について、討論・採決に入ります。

予算議案第7号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する3常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は3常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は3委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第21及び日程第22

議案第67号及び予算議案第8号
一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第21、議案67号及び日程第22、予算議案第8号を一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第67号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本市職員による鹿児島県不安防止条例違反事件に関し、管理監督の立場にある責任者として、深く反省をし、給料月額削減措置を行うため、現在実施している特別職に係る給料月額の削減措置に加えて改正しようとするものであります。

改正内容としては、平成28年1月分の給料について、市長が現行の10%削減に20%を加え、30%の削減とし、副市長が現行の5%削減に10%を加え、15%の削減としようとするものであります。

次に、予算議案第8号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、12月10日の豪雨災害に係る災害復旧費の追加及びふるさと納税寄附金の大幅な増に伴うもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億2,237万7,000円とするものであります。

災害復旧費に係る補正の内容は、歳出において、11款災害復旧費で、農林水産業施設及び公共土木施設の災害復旧費の追加、歳入は、17款繰入金で、財政調整基金繰入金の追加であります。

また、ふるさと納税寄附金に係るものとしまして

は、歳出において、2款総務費で、ふるさと納税推進経費の追加、歳入は、16款寄附金で、ふるさと納税寄附金、17款繰入金で、財政調整基金繰入金の追加であります。

よろしく御審議の上、議決していただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

まず、議案第67号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

○16番（宇都耕平君） 提案理由はよくわかります、内容としてはですね。そして別紙で、ここに条例の附則に次の1項を加えるという形で、6、平成28年1月1日から平成28年1月31日までの間においてとという形で、私は、ここは冗談はさておき、1年間、これ印刷ミスやろうかいと感じたのであります。というのが、本当に市民に申しわけなければ、こういう形で1カ月という、その根拠を、まず算定根拠を示していただきたいと思いますが。

○総務課長（中屋謙治君） 今回、市長につきましては20%、副市長については10%、それぞれ1月分を削減ということでございます。

ただいま市長が提案理由で申し上げましたように、今回の本市職員によります県不安防止条例違反という、このことについて、管理監督の責任者として深く反省をして、このような提案をした、そういうことでございます。

○16番（宇都耕平君） 深く反省して、私は厳しい意見かと思いますが、1カ月かなと。私はせめて任期中かなと感じておりましたけれども、半年でも。もしくは区切りよく、本年度末、平成28年度3月まで、3カ月間ででもという形であれば、市民に対しても、本当に市民としても納得するのかなという、私は市民としての代弁者として発言しておりますが、感じるんですけれども、市長、その件はどんなふうにかえられますか。

○総務課長（中屋謙治君） ただいまの件でございますが、今回、市長で20%、副市長で10%、それぞれ1月分ということで提案いたしております。

職員の不幸事によります管理監督者の減給措置と

いうこと、他団体においても同様の事例ございますが、本市におきましては、今回、停職6月という、こういうことで処分をいたしております。他団体の例を申し上げまして言うと、6月の場合、10%もしくは5%を1月、こういった例が多いようでございます。今回提案いたしております20%、あるいは10%というのは、どちらかといいますと厳しいほうの部類に入る、このように考えております。

○16番（宇都耕平君） そうすると、私は余り算数に弱いものですから、幾らになりますか。影響額としてはどういう形になるか、算定を示していただきたいと思えます。

○総務課長（中屋謙治君） 今回のそれぞれ20%、もしくは10%ということで、影響額としましては、22万5,400円、こういう金額になるようでございます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第8号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第67号及び予算議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号及び予算議案第8号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第67号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、田中和矢議員の発言を許します。

〔3番田中和矢君登壇〕

○3番（田中和矢君） 私は、議案第67号に反対する立場で討論をいたします。

報道等で御承知のように、本市職員による県不安防止条例違反が、残念なことに発生し、その管理監督責任があるとして、市長、副市長及び教育長が1カ月の減給をし、現在の10%と5%の減額に加え、先ほど総務課長からもお話がありましたように、市長がトータル1カ月、30%、副市長が15%とする内容です。教育長のことはちょっと言われませんでしたのでわかりませんが、という内容です。

本市職員が約330人おります。この330人の全てを把握することは現実的にかなり厳しい、難しいことであると考えます。この議案第67号に提案された市3役のお気持ち、心情はわからないわけではありません。しかし、子を持つ親として、親子であっても、成人した子の行動を全て知り、把握するということは実際問題できません。

今回の不祥事は、あってはならないことではあります。提案されている1カ月の給料減額ということで幕引きするのではなく、それぞれの部署のリーダーである課長や、あるいはその補佐役の方々が、仕事上の指導だけではなく、職員の、課員の精神的な、あるいは内面的な面にも配慮して、市職員の皆さんが持てる能力やスキルを十分に発揮できるようにすることこそ大事だと思います。

昨今、いろいろな場所で、公務員だけではなく、これは弁護士であっても、医者であっても同じようなことは発生するわけですから、こういったことに対処するとして話題に上がっております心理の専門家である臨床心理士などを使い、いつでも職員が相談し、その悩みを少しでも軽減し、軽くするためにも、そのようなできるように、悩みを軽減することができるようにすることこそ大事であり、そのシステムづくりにこそ配慮、努力すべきではないかと考えます。

したがって、議案67号で提案されております市3役の減額については反対をいたします。それよりもやるべきことがあるということ、3役だけでなく、市職員全員で考えるべきではないかと思ひ、反対討論といたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算議案第8号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第23 意見書案第5号

○議長（中里純人君） 次に、日程第23、意見書案第5号地域経済と市民生活を守るためTPP交渉大筋合意に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

福田道代議員に趣旨説明を求めます。

[2番福田道代君登壇]

○2番（福田道代君） 意見書案第5号地域経済と市民生活を守るためTPP交渉大筋合意に反対する意見書の趣旨説明を行います。

日本の食と農業、経済主権をアメリカに売り渡すTPP環太平洋連携協定から2カ月余りがたちました。しかし、安倍政権は、野党がそろって要求しているのに、臨時国会も開かず、TPP交渉と合意の全体像を明らかにしていません。それなのに、大筋合意したと、もう決まったかのように言うのはごまかしではないでしょうか。

11月末にTPP対策を打ち出しましたが、国会決議違反をごまかすことはできません。農業関係者か

らは怒りや不安の声が上がっています。TPP大筋合意で、米や牛肉など重要5品目の3割の関税が撤廃になりました。重要5品目の関税撤廃は認めないとした国会決議が守られたとは到底言えません。

また、政府はTPP対策として、農産物の輸出拡大とか、大規模農家の育成とかを打ち上げましたが、日本の農業は米が中心で、また、ほとんどが中山間地を抱えており、大規模化やコスト削減には限界があります。今、重要なことは、地域に応じた小まめな政策です。

安倍首相は、美しい田園風景、伝統あるふるさとを守ると言いますが、美しい棚田を守るために、誰が、どれだけ苦勞しているのか、ちゃんと見てほしいものです。

農業に対する補助金は、日本の食料を守り、国土を守るために必要な投資です。日本の農業をこれからどうするのか、基本の議論が必要です。本気で食料自給率を上げるための方策が必要です。

日本の食と農林水産業の未来のため、地域経済と市民生活を守るため、TPP大筋合意に反対する意見書の趣旨説明といたします。

議員の皆様方の御賛同をお願いいたします。

○議長（中里純人君） これから、質疑に入ります。

意見書案第5号地域経済と市民生活を守るためTPP交渉大筋合意に反対する意見書の提出について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっている意見書案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

意見書案第5号地域経済と市民生活を守るためTPP交渉大筋合意に反対する意見書の提出について、

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立少数であります。したがって、本件は否決されました。

△日程第24 閉会中の継続調査について

○議長（中里純人君） 次に、日程第24、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第25 議員派遣について

○議長（中里純人君） 次に、日程第25、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（中里純人君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存でございます。皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。

これから、いよいよ寒さが厳しくなり、慌ただしい年末年始を迎えることとなります。議員の皆様方には、健康に一層留意され越年されますよう、心から御祈念を申し上げ、御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（中里純人君） これで、平成27年第5回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時40分

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について

平成27年12月25日

総務委員会
委員長 濱 田 尚

いちき串木野市議会
議長 中 里 純 人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 環境問題について
 2. 教育問題について
 3. 健康問題について
 4. 福祉問題について
 5. 医療費抑制について

平成27年12月25日

教育民生委員会
委員長 東 育 代

いちき串木野市議会
議長 中 里 純 人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
 2. 商工・観光・交通運輸について
 3. 公共事業（社会資本整備）について

平成27年12月25日

産業建設委員会

委員長 宇 都 耕 平

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員